

令和7年度沖縄県障害福祉サービス等情報公表実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく、指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度の実施により、サービスを利用する障害児者等が個々のニーズに応じて質の高いサービスを選択することができるように環境整備等を図るため、その事務を効率的かつ円滑に実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体等)

第2条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項に規定する対象事業者(以下「事業者」という。)が報告する指定障害福祉サービス等情報の受理、調査、情報の公表等の事務の実施主体は県とする。ただし、中核市が指定を行う指定障害福祉サービス等情報を除く。

2 情報公表事務はインターネットを経由して行う。ただし、情報の公表については、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等でも行うものとする。

(公表する情報)

第3条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下、「障害者総合支援法施行規則」という。)の別表第1号及び別表第2号並びに児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)の別表第2及び別表第3に掲げる項目とし、その具体的内容は、それぞれ、別添1基本情報及び別添2運営情報のとおりとする。

(基準日及び実施期間)

第4条 実施要綱等の基準日及び実施期間は次の各号のとおりとする。

- (1) 基準日は令和7年4月1日とする。
- (2) 実施期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(情報の報告)

第5条 事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報

公表システム(以下、「公表システム」という。)を通じて県に報告することとする。なお、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等により報告することができる。

- 2 報告の開始日は、基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、令和7年5月1日とする。また、基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定を受けた日とする。
- 3 報告の期限は、基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、令和8年3月31日とする。また、基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定を受けた日から1か月以内とする。

(情報の調査)

第6条 県は、事業者から報告された指定障害福祉サービス等情報の内容について、公表を行うため必要と認める場合は調査を実施する。

(情報の公表)

- 第7条 県は、事業者が報告した指定障害福祉サービス等の種類、事業所ごとの基本情報及び運営情報を公表する。また、調査を実施した場合には、当該調査結果についても公表する。
- 2 公表時期は、令和8年3月下旬とする。
 - 3 公表方法は、原則としてインターネットによる公表とする。
 - 4 事業者は、公表する指定障害福祉サービス等情報について、事業所の見やすい場所に掲示するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。

(情報の更新)

- 第8条 事業者は、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX 番号、ホームページ及びメールアドレスについて修正又は変更がある場合、県に報告しなければならない。
- 2 その他の情報については、年1回の定期的な報告で足りることとするが、報告した情報について修正又は変更がある場合、県は事業者に報告を求めることができる。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。